

## 藤沢聖苑残骨灰売渡に関する公募型指名競争入札実施要領

### 1 入札に付する事項

- (1) 売渡物件：契約期間に藤沢聖苑から発生する残骨灰
- (2) 予定数量：火葬件数4, 858件（12歳以上の火葬件数のみ）  
※重量 約8.1トン  
※火葬件数は令和5年度実績値。なお予定数量であり火葬実績に応じて変動する。
- (3) 履行期間  
2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで
- (4) 概要  
上記履行期間内において、次のとおり実施するもの。
  - ア 残骨灰に含まれる資源物（有価金属等）を再資源化するため、買受者は、藤沢聖苑から発生する残骨灰を回収する。
  - イ 回収した残骨灰を「残骨」、「資源物」、「廃棄物」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行い、藤沢市（以下「売渡者」という。）にその報告を行う。
  - ウ 引渡しを受けた火葬件数に応じた金額を売渡者に支払う。

### 2 入札参加資格に関する要件

- (1) 公表開始日において、「かながわ電子入札共同システム」における令和5・6年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）の認定営業種目について、「一般委託」で藤沢市長から有効期間内の認定を受けており、かつ、令和7・8年度の認定について「一般委託」で藤沢市長から認定を受ける見込みがあること。
- (2) 本売渡契約に係る残骨を埋葬する墓地または納骨堂を所有もしくは契約・協定等を結んでおり、滞りなく埋葬できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、その後の改正を含む。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公表開始日において、国又は地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。ただし、契約締結日までに指名停止処分を受けた場合は、契約できないものとする。
- (5) 公表開始日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。（更正手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の許可が決定された者又は再生計画の許可の決定が確定された者を除く。）ただし、契約開始日までに当該申し立てがあった場合は、契約できないものとする。
- (6) 国税及び地方税（藤沢市税を含む）の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含む。）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人、又は代理人として

使用する者でないこと。

### 3 入札参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次による申込をしなければならない。

#### (1) 提出場所

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市 福祉部 福祉総務課（藤沢市役所 本庁舎 2階）

電話 0466-50-8258（直通）

#### (2) 提出期間

2025年（令和7年）2月27日（木）から2025年（令和7年）3月6日（木）

※持参する場合の受付時間は、提出期間内の平日の9時から17時まで（12時から13時までは除く）。

※土曜日、日曜日は除く。

#### (3) 提出方法及び提出先

「本実施要領3（1）」あてに、持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）で提出すること。郵送で提出する場合は、電話にて藤沢市福祉総務課へ書類が到着しているかの確認をすること。

#### (4) 提出書類

① 入札参加申込書（様式1） 1部

② 「本実施要領2（2）」に係る事実を証する書類（契約書等の写し） 1部

③ 納税証明書（3か月以内に発行されたもの・写し可） 各1部

次の地方税及び国税に関する納税証明書等（直近1過年度分）を提出すること。

・法人県民税、事業税

神奈川県内に営業所がある場合は、神奈川県税務事務所が発行するもの。

神奈川県内に営業所がない場合は、本店の所在する都道府県が発行するもの。

・法人税、消費税及び地方消費税

本店所在地を所管する税務署が発行するもの。

免税事業者についても、「未納の税額のないことの証明書」が発行されるので必ず提出すること。

・藤沢市の固定資産税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

市内に事業所があるが、固定資産がない場合は、無資産証明書を提出すること。

・藤沢市の法人市民税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

### 4 指名通知書の交付

入札参加申込書を提出し、参加資格が認められた者には、次のとおり指名通知書を交付する。なお、参加資格が認められない者に対しては特に通知しない。

#### (1) 交付日時

2025年（令和7年）3月10日（月）9時から17時まで

(2) 交付方法

電子メールによる交付（入札参加申込書に記載のメールアドレスに対し送付する）

5 入札参加資格の喪失

参加資格が認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができなくなる。

- (1) 「本実施要領2」の(3)から(7)の各号のいずれかに該当する場合。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をした場合。

6 入札の方法等

(1) 入札方法

単価契約となるため、予定数量に単価を乗じた総額の金額を記入し、入札すること。また、入札書（様式3）に併せて、入札額内訳書（様式4）を添付すること。

(2) 提出方法

入札書（様式3）及び入札額内訳書（様式4）は持参又は郵送（書留、簡易書留に限る）で提出すること。持参の場合は、「本実施要領6（6）」に記載の日時・場所に提出し、郵送の場合は、「本実施要領6（6）」に記載の日時までに、「本実施要領3（1）」まで提出すること。

(3) 消費税及び地方消費税の取扱

当該入札金額に係る消費税及び地方消費税については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額及び単価等は消費税及び地方消費税を除いた金額で記載することとする。

(4) 入札書及び入札額内訳書

入札書は様式3を使用し、入札額内訳書については様式4を使用すること。

ただし、入札者の代理人が提出する場合は、入札者の記名及び代理人の記名押印が必要になるほか、入札者からの委任状（様式5）の提出が必要。

(5) 開札立会に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札立会に関する権限の委任を受けること。なお、委任状（様式5）については事前に提出すること。

(6) 提出日時及び場所

① 提出日時

2025年（令和7年）3月14日（金） 10時30分

② 提出場所

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 本庁舎 4階 会議室4-2

(7) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、入札金額の100

分の 5 以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- ① 入札に参加しようとする者が保険会社との間にこの市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- ② 過去 5 年の間に、この市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であつて、かつ、当該入札保証金に係る契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

(8) 開札の日時及び場所

「本実施要領 6 (6)」に同じ

(9) 落札者の決定方法

落札者は、本市の予定価格以上の価格で、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(10) 再入札の実施

落札者がいない場合は後日再入札を行う。再入札の日時については、別途通知するものとする。

(11) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者
- ② 入札書に不明な事項を記載した者又は入札書に記名若しくは押印をしなかった者
- ③ 2 通以上の入札書を提出した者
- ④ 他人の代理も兼ねて入札に参加した者又は 1 人で 2 人以上の代理をした者
- ⑤ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 入札書(様式 3)に記載の総価金額と、入札額内訳書(様式 4)の項目の予定数量に単価を乗じて算出した金額及に相違がある者
- ⑦ 入札額内訳書の計算に誤りがある場合、もしくは「本実施要領 6 (6)」に記載の日時までに未到達(不着)の者
- ⑧ 指定された入札方法以外の方法で提出された者

7 入札の辞退

- ① 辞退をする場合には「本実施要領 6 (6)」までに辞退届(任意書式)を提出すること。
- ② 「本実施要領 6 (6)」に記載の日時までに入札書が未到達(不着)の場合は、辞退と同様の取扱いとする。

8 入札の手續等

・ 契約保証金について

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の

100 分の 10 以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- ① 契約の相手方が過去 5 年の間に、この市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であつて、かつ、当該契約保証金に係る契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- ② 市長が前項で定める率の契約保証金を納める必要がないと認めたとき

## 9 仕様等に関する質問について

### (1) 問い合わせ先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市 福祉部 福祉総務課(藤沢市役所 本庁舎 2階)  
電話 0466-50-8258(直通)

### (2) 質問受付期間

2025年(令和7年)2月27日(木)から2025年(令和7年)3月6日(木)

### (3) 質問方法

実施要領に添付の質問書(様式2)により、電子メールで送付するとともに、電話連絡により当該質問の要旨を説明すること。

【電子メール】fj-hoken-i@city.fujisawa.lg.jp

### (4) 質問に対する回答方法

2025年(令和7年)3月10日(月)までに当該入札に係るホームページ上に回答を掲載する。

## 10 その他

- (1) 当該入札は、実施要領に定めるもののほか、藤沢市契約規則に定めるところによる。
- (2) その他、お問い合わせ等の窓口は、「本実施要領3(1)」と同様。
- (3) 当該契約については、令和7年度の予算の議決をもって成立するものとする。
- (4) 添付書類等
  - ① 入札参加申込書(様式1)
  - ② 質問書(様式2)
  - ③ 藤沢聖苑残骨灰壳渡入札書(様式3)
  - ④ 入札額内訳書(様式4)
  - ⑤ 委任状(様式5)
  - ⑥ 藤沢聖苑残骨灰壳渡契約書(設計書)
  - ⑦ 藤沢聖苑残骨灰壳渡仕様書
- (5) 談合その他不正行為に関する情報やその他特別な事情により、この入札を中止もしくは延期する場合において、申請者が受けた損失については、本市は一切の補償を行わない。

以 上